

八雲町告示第 95 号

八雲町農業振興地域整備計画（昭和 46 年 4 月 10 日公告第 24 号）を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定により準用する第 11 条第 1 項の規定により公示し、当該農業振興地域整備計画の変更（案）を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更（案）に対して、八雲町に住所を有する者（住民）は、その縦覧期間中に書面により意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画変更（案）のうち、農用地利用計画の変更（案）に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更（案）に対し異議のあるときは、令和 6 年 6 月 27 日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日以内に八雲町にこれを申し出ることができる。

令和 6 年 5 月 28 日

八雲町長 岩村 克 詔

1 農業振興地域整備計画の変更（案）の縦覧期間

自 令和 6 年 5 月 28 日（公告年月日）

至 令和 6 年 6 月 27 日（公告年月日の翌日から起算して 30 日目の日）

2 農業振興地域整備計画の変更（案）の縦覧場所

二海郡八雲町住初町 138 番地

八雲町役場 農林課

3 意見書に係る留意事項等

①提出先 八雲町農林課 農業振興係

②提出方法 書面に限る（但し、郵便、FAX、メール、持参のどの方法でも可）

③提出期限 上記 1 の縦覧期間内（30 日間）

④内容の公開について

意見書の内容については、その内容を公開する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報等については、公表に際しては、当該箇所を伏せます。

⑤回答について

意見書に対する個別の回答は行いません。農業振興地域整備計画の変更に係る決定告示の際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告いたします。

4 異議の申出に係る留意事項等

①申出先 八雲町農林課 農業振興係

②申出方法 書面に限る

③申出期限 上記 1 の縦覧期間の翌日から起算して 15 日以内